

# 平成29年度 第1回 久留米市総合教育会議

平成29年8月22日  
久留米市庁舎308会議室

## 次 第

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 平成29年度 総合教育会議の運営について
- 4 議題1 教員の多忙化解消に向けた業務改善の取組
- 5 議題2 久留米市の特別支援教育について
- 6 その他
- 7 閉会

## 平成29年度 総合教育会議の運営について

### 1 基本的な考え方

総合教育会議は、教育委員会の権限に属する事務に関して、予算の編成や執行、条例の提案、青少年の健全育成などの首長の権限に属する事務との調和を図るとともに、首長と教育委員会が共通の認識に立つことを目的として、自由に意見交換するために行われるものである。

### 2 これまでの総合教育会議の取組と平成29年度の議題

これまで総合教育会議では、27年度に教育に関する大綱と第3期教育改革プランの策定を中心に議論し、28年度は、「久留米市の児童生徒の学力保障と向上について」を中心に議題とした。

#### ◆平成27年度

	協議事項
第1回	(1) 久留米市総合教育会議要綱について (2) 教育に関する大綱（案）について
第2回	(1) 教育に関する大綱（修正案）について [報告]次期教育改革プラン策定の方向性等について
第3回	(1) 教育に関する大綱（最終案）について (2) 次期教育改革プラン策定状況について

#### ◆平成28年度

	議題
第1回	久留米市の児童生徒の学力の保障と向上について
第2回	久留米市の児童生徒の学力の保障と向上について
第3回	(1) 久留米市の児童生徒の学力の保障と向上について (2) 久留米市教育に関する大綱及び第3期久留米市教育改革プランの進捗状況について

このことを受けて、平成29年度の総合教育会議では、「全国学力・学習状況調査」、「教育に関する大綱」、「教育改革プラン」について継続的に協議を行うとともに、昨今話題となっており、教育的な課題も多い「教員の多忙化」及び「特別支援教育」について、本年度の重点テーマとして議題とする。

### 3 会議の運営について

#### 第1回（平成29年8月22日開催）

本年度の重点テーマとして取り上げる「教職員の多忙化」及び「特別支援教育」について議題とする。

「教員の多忙化」については、公表されている全国・県における教員の多忙化の調査報告や久留米市における教員の勤務実態等を踏まえ、教員の多忙化解消に向けた取組について議論を行う。

また「特別支援教育」については、久留米市における特別支援教育の位置付けや実施状況、さらに医療的ケアを必要とする児童生徒の状況などを分析し、特別支援教育に関する今後の方向性について議論を行う。

その上で、両テーマとも、久留米市の状況と課題等について、市長と教育委員会が共通の認識に立つことを目的とする。

#### 第2回（平成29年10～12月頃）

全国学力・学習状況調査の結果が出揃うのを受けて、学力の保障と向上について議題とし、併せて次年度の予算要求状況も含めて意見交換を行う。

また、第1回での議論を受け、引き続き重点テーマも議題とする。

#### 第3回（平成30年1～2月頃）

教育改革プランに掲げる事務事業の進捗状況を報告し、市長と教育委員会による評価や意見をいただくとともに、新年度に向けた事務事業の方向性を明らかにする。

# 平成29年度 第1回 久留米市総合教育会議

## 議題1

### 教員の多忙化解消に向けた業務改善の取組

平成29年8月22日

## 教員の多忙化解消に向けた業務改善の取組

### 1. 教員の多忙化を取り巻く状況

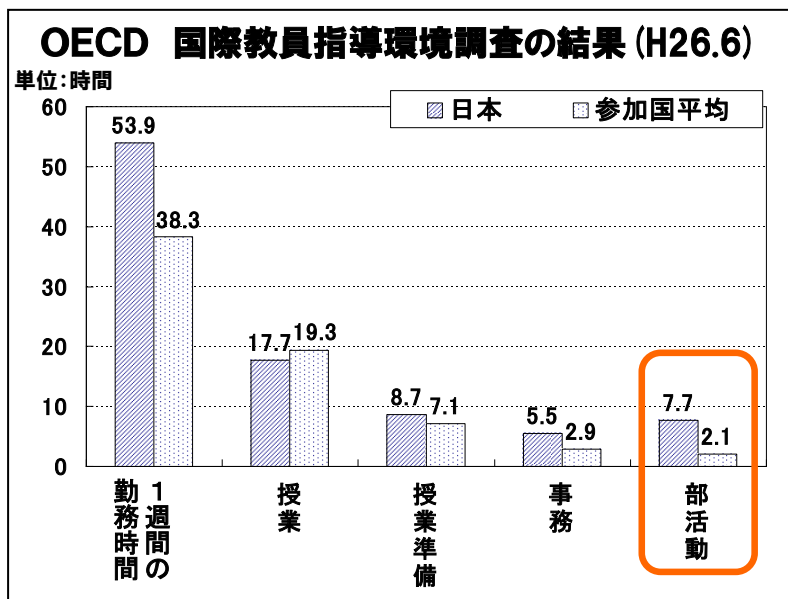
- ① 現在、第 4 次産業革命ともいわれる急激な社会的変化が進む中で、子どもたちが持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成することが求められている。
- ② このため、小・中学校の学習指導要領等の改訂が行われ、教員には、教育課程を中心に学校の教育活動全体の質的向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の実現や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、教材研究、学習評価の改善・充実などを進める力が求められている。
- ③ しかし、子どもたちへの学習指導のほか、生徒指導や部活動、保護者や地域との連携など学校や教員に対する多様な期待は、長時間労働という形で表れており、各種の実態調査から看過できない状況であることが明らかになっており、久留米市立小・中学校等の教員も同様の状況にあると考える。
- ④ 文部科学省では、学校における働き方改革の具体的かつ実効性のある取組を進めるため、中央教育審議会に対して諮問が行われている。

⇒ このような状況の中、総合教育会議において教員の多忙化の現状と課題等についての共通認識を図り、久留米市として独自に取り組むべき多忙化解消策を検討するためのご意見等をいただきたい。

## 2. 教員の多忙化の現状と課題

### (1) 教員の多忙化に関する近年の調査結果

#### ① 国際教員指導環境調査(平成 25 年 経済協力開発機構調査)



○日本の教員の1週間当たりの勤務時間は参加国最長(日本 53.9 時間、参加国平均 38.3 時間)である。

○授業時間は参加国平均と同程度である一方、部活動の指導時間が特に長い(日本 7.7 時間、参加国平均 2.1 時間)ほか、事務業務(日本 5.5 時間、参加国平均 2.9 時間)、授業準備の時間(日本 8.7 時間、参加国平均 7.1 時間)等も長い。

#### ② 勤務実態調査(平成 26 年 福岡県教育委員会調査)



○平日は小学校で9時間45分、中学校で10時間17分の在校時間で、勤務時間を引くと、1日あたり小学校で2時間、中学校で2時間32分の超過勤務となっている。

○週休日・休日の平均勤務時間は中学校で2時間49分、高校で2時間19分となっており、主な従事内容は部活動である。

1日あたりの勤務時間内訳【勤務日】									
	勤務時間内訳(時間)								
	授業・補充学習等	学級経営	生徒指導・進路指導	会議	研究・研修	行事等(学校運営関係)	渉外関係	部活動	その他(休憩等)
小	4:54	1:00	0:47	0:22	0:36	0:55	0:11	0:00	0:53
中	3:49	0:56	1:06	0:37	0:23	1:03	0:19	0:57	0:58
高	4:13	0:44	0:50	0:28	0:14	1:38	0:19	0:48	0:57
特支	4:13	0:50	0:29	0:38	0:20	1:21	0:13	0:01	0:53

- 勤務日1日あたりの勤務時間の内訳をみると、授業や学級経営、生徒指導等の児童生徒に直接関係する指導業務が小学校で全体の7割、中・高・特支で6割前後を占めている。また、会議や研修等の業務が各学校種とも2割前後を占め、中・高では部活動が1割弱を占めている。
- 学習指導要領の改訂による指導内容の増加に伴い、授業そのものの時間数や教材研究等の授業準備に要する時間が長くなる傾向にある。
- 中・高では部活動指導に勤務日で1時間程度、週休日・休日で2時間以上従事しており、他の学校種と比較して勤務時間が長くなる原因となっている。

勤務時間外の時間			
	H27調査	H16調査	H27-H16
小	2:00	1:10	0:50
中	2:32	1:50	0:42
高	2:33	1:40	0:53
特支	1:19		

H16に比べ、各校種で40~50分程度長くなっている。

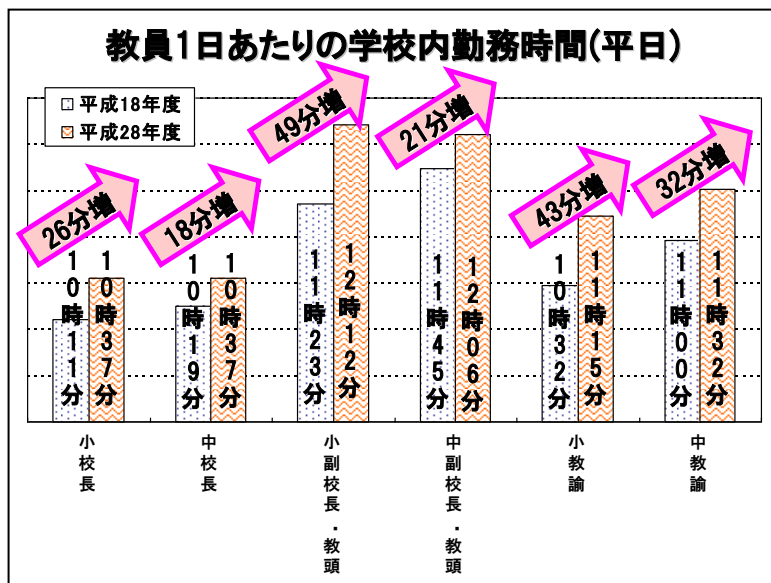
**勤務に関する意識調査**

- やりがい、負担感、多忙感についての調査も実施
- やりがいを感じるとの回答が9割を超える
- 「忙しい」「やや忙しい」との回答が9割を超える
- 「負担を感じる」「やや負担を感じる」との回答が7~8割

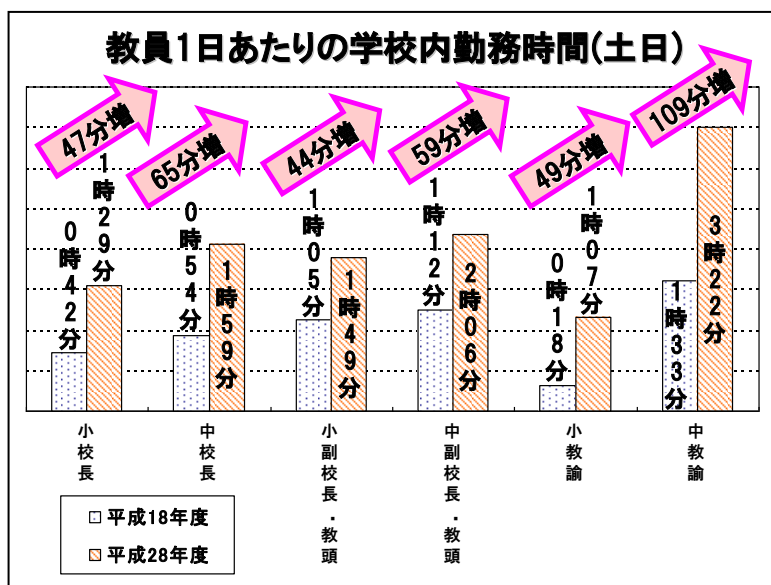
多忙感・負担感を感じながらも高いやりがいによって業務に従事している状況…

- 平成16年度の調査と比較して、全学校種で超過勤務時間が40~50分程度長くなっている。
- 勤務に対する意識は、全学校種で9割超の職員がやりがいを感じながらも、7~8割が負担感を、9割超が多忙感を感じている。多くの職員が多忙感・負担感を感じながらも、高いやりがいによって業務に従事している状況にある。

③ 教員勤務実態調査(平成 28 年 文部科学省調査)

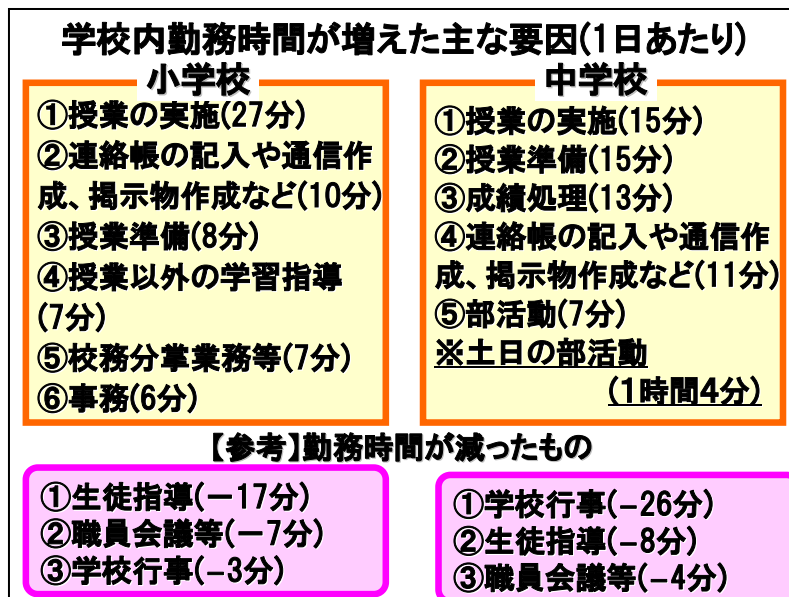


○平成 18 年度調査と比較して全ての職種で勤務時間が増加。教諭については、平日 1 日あたり、小学校で 43 分、中学校で 32 分増加している。

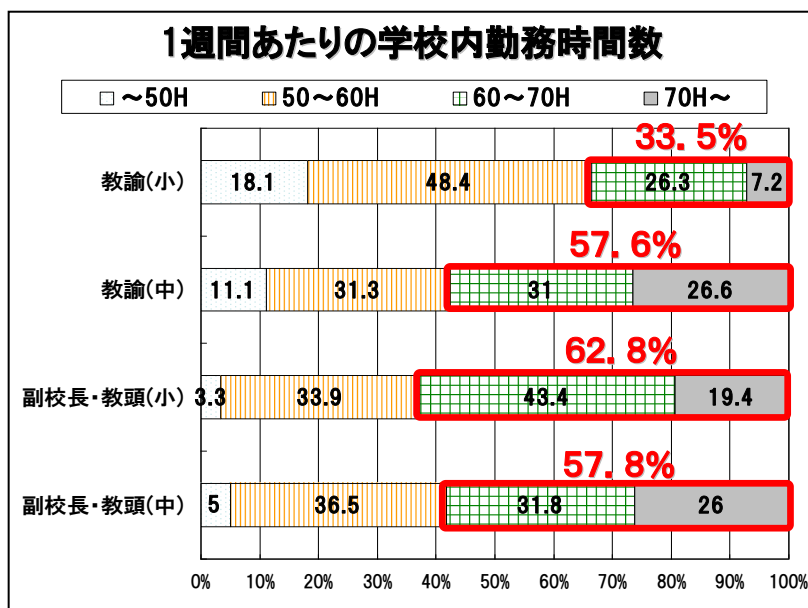


○土日については、小学校で 49 分、中学校では 1 時間 49 分も増加している。





○学校内勤務時間について、小学校では、授業(27分)や学年・学級経営(10分)、中学校では、授業(15分)や授業準備(15分)、成績処理(13分)などが増加している。土日については、中学校で部活動(1時間4分)が増加している。



○1週間あたりの学校内勤務時間数の分布では、過労死ラインの週60時間を超える割合は、小学校教諭で33.5%、中学校教諭で57.6%である。

④ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についての諮問(中央教育審議会)

○③に示した教員実態調査の結果が、看過できない深刻な状況であることが改めて明らかになったことを受けて、6月22日に文部科学大臣から中央教育審議会に対して諮問が行われた。

○具体的な審議事項は、次の3点。

- ・学校が担うべき業務の在り方

- ・教職員及び専門スタッフが担うべき業務の在り方及び役割分担
- ・教員が子どもの指導に使命感を持ってより専念できる学校の組織運営体制の在り方及び勤務の在り方

○今後、年内をめどに緊急に取り組むべき対策が取りまとめられる予定。

## (2) 久留米市立学校の教員の勤務実態

### ① 勤務実態の把握方法

- エクセルで作成した勤務実態報告書ファイルに一人一人の教員が自身の勤務時間を入力。
- 月の超過勤務時間が 80 時間を超えた者については、氏名報告と産業医面談の希望の有無を市教育委員会に報告することとしている。

### ② 平成 28 年度の実績

- 月 80 時間以上の長時間時間外勤務者として報告があった人数
  - ・年間：延べ 404 人(教員定数に占める割合は 1.9%)
  - ・勤務実態報告書入力強化月間（10 月）の結果：110 人(6.1%)

○夏季休業期間中の勤務状況

学校名	出勤すべき日数	年休取得日数	夏季休暇取得日数	出勤日数
A 小学校	24 日	1.59 日	5.96 日	16.45 日
B 中学校	24 日	0.43 日	6.00 日	17.57 日
C 高校	24 日	0.52 日	5.90 日	17.58 日

- ・多くの教員が夏季休暇（特別休暇）の取得のみにとどまっている状況にある。
- ・出勤時の業務内容は、会議や校内研修、備品整理や教材研究等の校内における業務や校外における研修会への出張が主なものである。

### ③ 勤務実態把握上の課題

- 平成 28 年度の実績から、月 80 時間以上の超過勤務を行っている教員の割合は 6.1% であり、(1)－③に記載した各種調査結果と大きく乖離している。
- その原因として一人一人の教員の勤務実態報告入力の習慣化が図られておらず、自分自身の勤務時間を客観的に把握する必要性についての意識に課題があると考えられる。
- 業務用パソコンを使用しての勤務実態報告書入力の手間を指摘する教員もおり、タイムカードや IC タグ等の代替手段についてもその有効性を検討する必要がある。

■久留米市の教員の正確な勤務実態の把握はできていないが、概ね文部科学省が調査した結果と同様の厳しい実態にあると考えられる。

■勤務実態報告書入力の習慣化ができていないことなど、自己の働き方に対する意識に課題があると思われる。

□国や県の取組の動向を見極めつつ、久留米市として実施可能な業務改善策に取り組む必要がある。

### 3. 業務改善の取組の現状

#### (1) 安全衛生管理体制の確立

##### ① 総括安全衛生委員会

- 久留米市立学校の職員の安全及び健康に関する重要事項について総括的に調査審議するために、教育委員会に総括安全衛生委員会を設置する。
- 年3回開催し、第1回と第3回は会議態でその年度の計画や取組の総括等を行い、第2回は、学校現場の視察を行っている。

##### ② 衛生委員会

- 職員の安全及び健康に関する重要事項について調査審議するために、各学校に設置する。
- 学校の状況により、学期に1回程度から月1回程度開催され、快適な職場環境づくりや超過勤務縮減のための業務改善の取組等について話し合っている。

#### (2) 業務改善ハンドブックに基づく取組

##### ① 公立学校における教職員の超過勤務縮減に向けた業務改善ハンドブック

- 平成28年3月に県教育委員会が発行したハンドブック。
- 「Aメリハリのある働き方の定着」「B会議、研修の精選及び実施方法の工夫改善」「C校務分掌等の校内組織等の見直しや勤務環境の改善」「D部活動指導に伴う負担軽減」「E校内文書の簡素化等」「F校務のICT化の推進」「G管理職によるマネジメント機能の強化」「H学校行事の実務改善及び地域や外部人材との連携」といった8つの観点から業務改善の具体策が示されている。

##### ② 各学校における取組の現状

- 別紙資料1「超過勤務縮減に向けた取組事項」を参照。
- 各学校における様々な取組は進められているが、なかなか実効性のあるものとは成り得ていない。

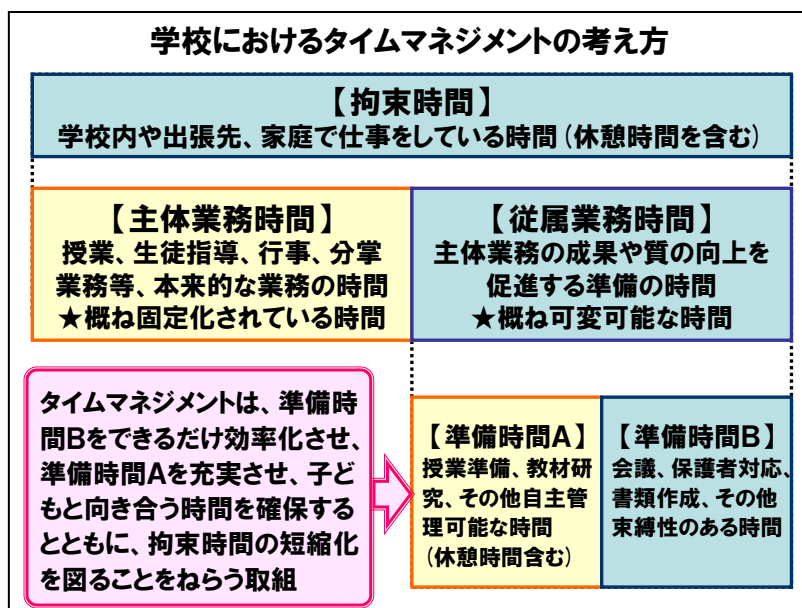
### 4. 今後の対応

#### (1) 公立学校教職員の業務改善に関する実践モデル校事業報告書の活用

##### ① 教員の意識改革の重要性

- 「効率化できない」ではなく「効率化できるところはないか」と考えられるような、効率的に業務を遂行しようとする意識をもつこと。
- 『意識』がなければ小さな無駄や非効率には気づかない。小さな改善の積み重ねこそが大きな成果を生み出すことにつながる。
- 感情判断が先行すれば、業務改善は成功しない。「好きではないが、必要だからやる」といった論理判断を先行させ継続実践すれば必ず成果が出る。

## ② 業務時間の『見える化』とタイムマネジメント



- 業務改善の目的は、子どもと向き合う時間や教材研究等、本来の業務に従事する時間を増やし、教育の質を向上させることであるので、どの業務にどのくらい従事しているのかを数値で把握することが前提となる。
- 上の図の従属業務時間の中の準備時間Bをできるだけ効率化することで準備時間Aを充実させ、子どもと向き合う時間の確保と拘束時間の短縮化をねらうタイムマネジメントの意識をもつことが重要である。

### (2) 教員が本来の業務に専念できる環境づくりへの支援

#### ① これまでの支援の深化・充実

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣の継続・充実。
- 小学校の生徒指導サポーター配置校拡充の検討。
- 中学校校内適応指導教室助手の配置継続と教室運営の充実。

#### ② 新たな支援策の検討(◇については現在、検討中、◆については未検討)

- ◇保護者等に向けた理解啓発チラシの配布による市内一斉定時退校日の取組の強化  
(別紙資料2を参照)
- ◇夏季休業期間中(お盆時期)の学校閉庁日の取組
- ◆部活動指導員の配置【兵庫県神戸市(別紙資料3を参照)】
- ◆教員業務アシスタントの配置【岡山県(別紙資料4を参照)】
- ◆給食費等の公会計化【長野県塩尻市(別紙資料5を参照)】

### (3) 業務の効率化を促す支援

#### ① 学校ICT環境整備・活用

- 学校イントラネットを活用し、校務データや学習指導に関する情報等について学校間で共有化を図る。
- 校務支援システムを活用し、出席簿や週指導計画、成績管理や通知表作成等のデータを一元管理し相互活用するなど、校務の効率化を図る。

#### ② 新たな支援策の検討(◇については現在、検討中、◆については未検討)

- ◇中小企業診断士の知見を活用した県教育委員会の「公立学校職員の業務改善に関する実践モデル校事業」の成果を継続・発展させる、久留米市独自のモデル校指定事業に取り組む。
- ◆市教育委員会各課からの文書通知等についての棚卸しを行い、重なるの解消や通知方法の一貫性の確保を図る。
- ◆県教育委員会が本年度実施する「イクボス宣言（ワーク・ライフ・バランスを大切にしたい職場づくりを推進する考え方）」を、各小中学校等で導入する。

# 平成29年度 第1回 久留米市総合教育会議

## 議題2

### 久留米市の特別支援教育について

平成29年8月22日

## 久留米市の特別支援教育について

### 1 特別支援教育を取り巻く社会状況

- ① 特別支援教育は、障害のある子どもの自立と社会参加を支援するという個人的意義と、多様な人々が違いを認識しながら活躍する社会につながるという社会的意義を併せ持つ。
- ② 障害のある者とない者が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）の構築が社会の潮流であり、多様な学びの場において、一人ひとりに視点を置いた特別支援教育の着実な実施が求められている。
- ③ このような状況の中、特別支援教育の法的整備が行われ、久留米市も行政計画に掲げている。**（資料1参照）**
- ④ 全国で特別支援教育の対象となる児童生徒が増加し、久留米市も例外ではない中、対象児童生徒の規模に、教職員等の人的体制と施設整備を追い付かせる対応が求められている。

⇒ このような状況の中、総合教育会議において特別支援教育の現状と課題等についての共通認識を図り、久留米市として独自に取り組むべき方向性や対応策を検討するためのご意見等をいただきたい。

## 2 特別支援教育の現状

### (1) 実施体系と対象者の状況（各障害の概要は資料2参照）

久留米市の義務教育段階の全児童生徒数 25,774 人（H29.5.1 現在 住民基本台帳）

校種		概要・H29 学級数	障害の種類	H29 人数・割合		
特別支援学校		障害の程度が比較的重い子どもを対象に教育を行う学校。公立（小・中）は1学級標準6人（重複障害では3人） 【小20・中15・高17の合計52学級】	知的障害 病弱・身体虚弱や肢体不自由との重複を含む	0.72% 185人* H28国0.71% H28県0.75% H28市0.70%	合計 4.50% 1,159人	
* 市内居住で他特別支援学校への通学者 H29：46人、H28：44人を含む。						
小・中学校	特別支援学級	障害のある子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級。公立は1学級標準8人 【小128・中42の合計170学級】	知的障害 病弱・身体虚弱 肢体不自由 聴覚障害 自閉症・情緒障害	2.91% 751人 H28国2.18% H28県2.16% H28市2.38%		H28国 3.88% H28県 3.57% H28市 3.96%
	通常学級	通級指導教室	通常学級に在籍する障害のある児童生徒に対し、殆どの授業を通常学級で行いながら、一定時間特別な指導を行うもの 【小19教室・中2教室の合計21教室】	聴覚・言語障害 自閉症・情緒障害 LD・ADHD	0.87% 223人 H28国0.98% H28県0.66% H28市0.85%	発達障害 在籍率の 推計 約6.5% (注)
		その他	必要に応じて特別支援教育支援員の配置や専門家の助言を受けるもの			

(注) 平成24年に文部科学省が行った調査で、担任を含む複数の教員により判断された回答結果であり、医師の診断によるものではない。



## (2) 就学先決定の仕組み

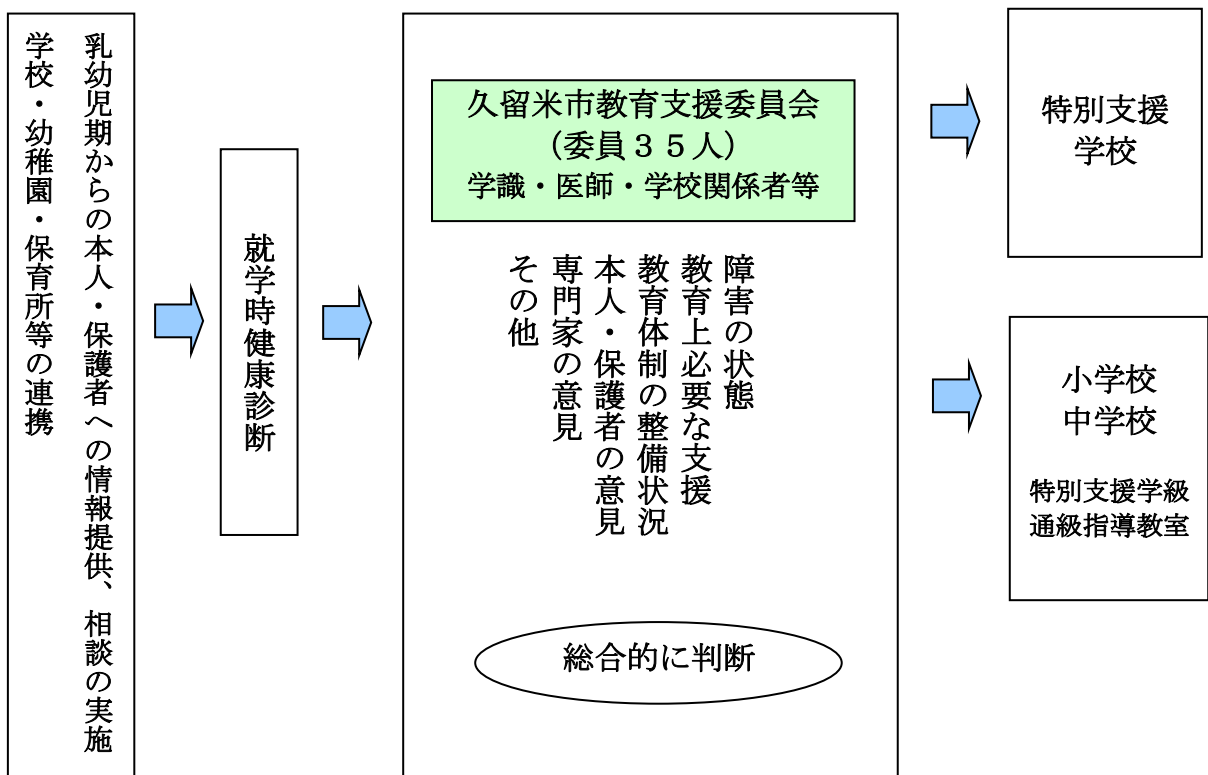
平成25年8月に学校教育法施行令が改正され、障害のある児童生徒の就学先決定の仕組みが次のとおり見直されている。

### 改正前

就学基準を満たす場合は、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小・中学校への就学が可能

### 現 行

個々の障害の状態を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定。その際、本人や保護者の意向を可能な限り尊重しながら合意形成を図る。



※ 市幼児教育研究所における就学前の療育・訓練状況は資料3参照

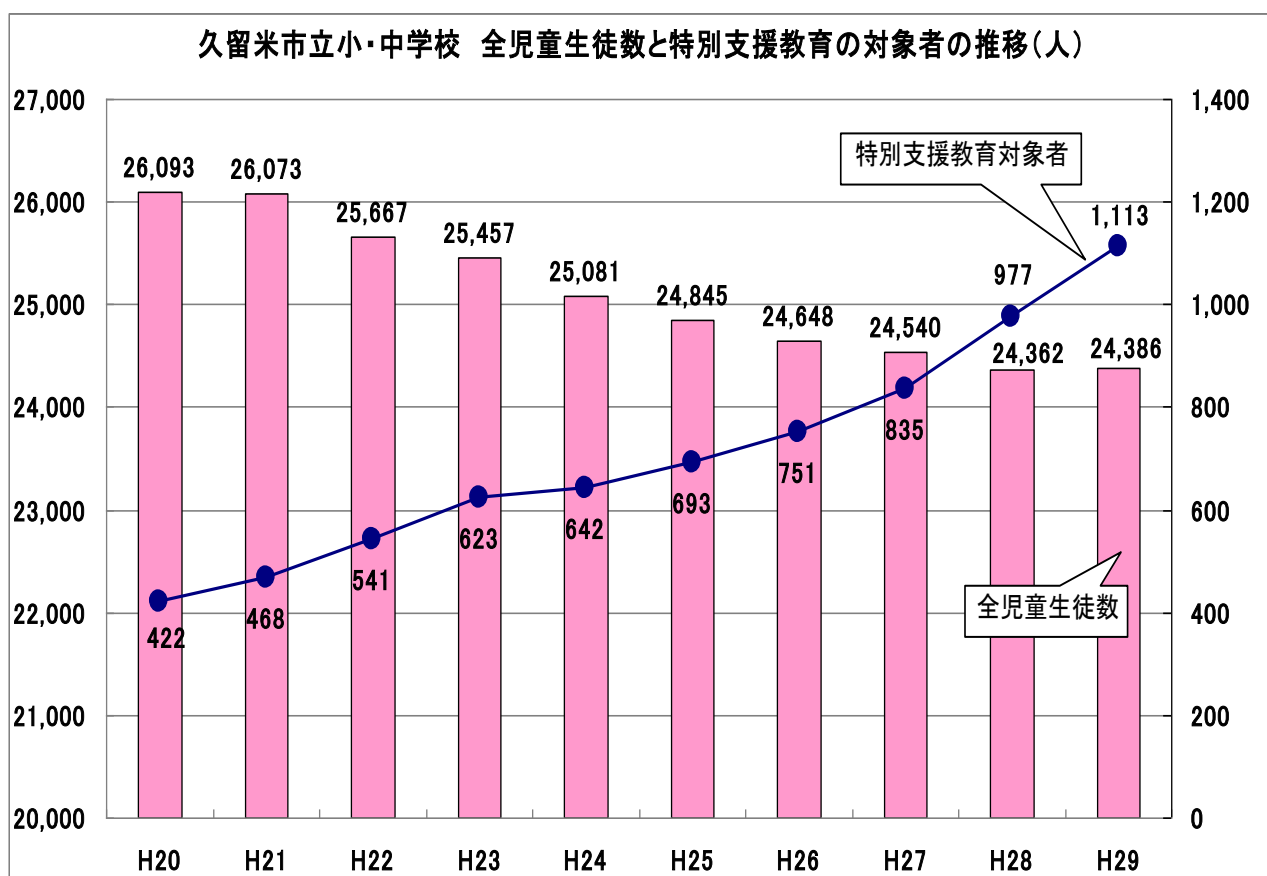
### 3 特別支援教育の対象者の状況

小・中学校の全児童生徒数は、平成20年度から29年度までの間に1,707人（約6.5%）減少している。

しかし、特別支援教育の対象者（特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室）は、691人（約163.7%）増加している。

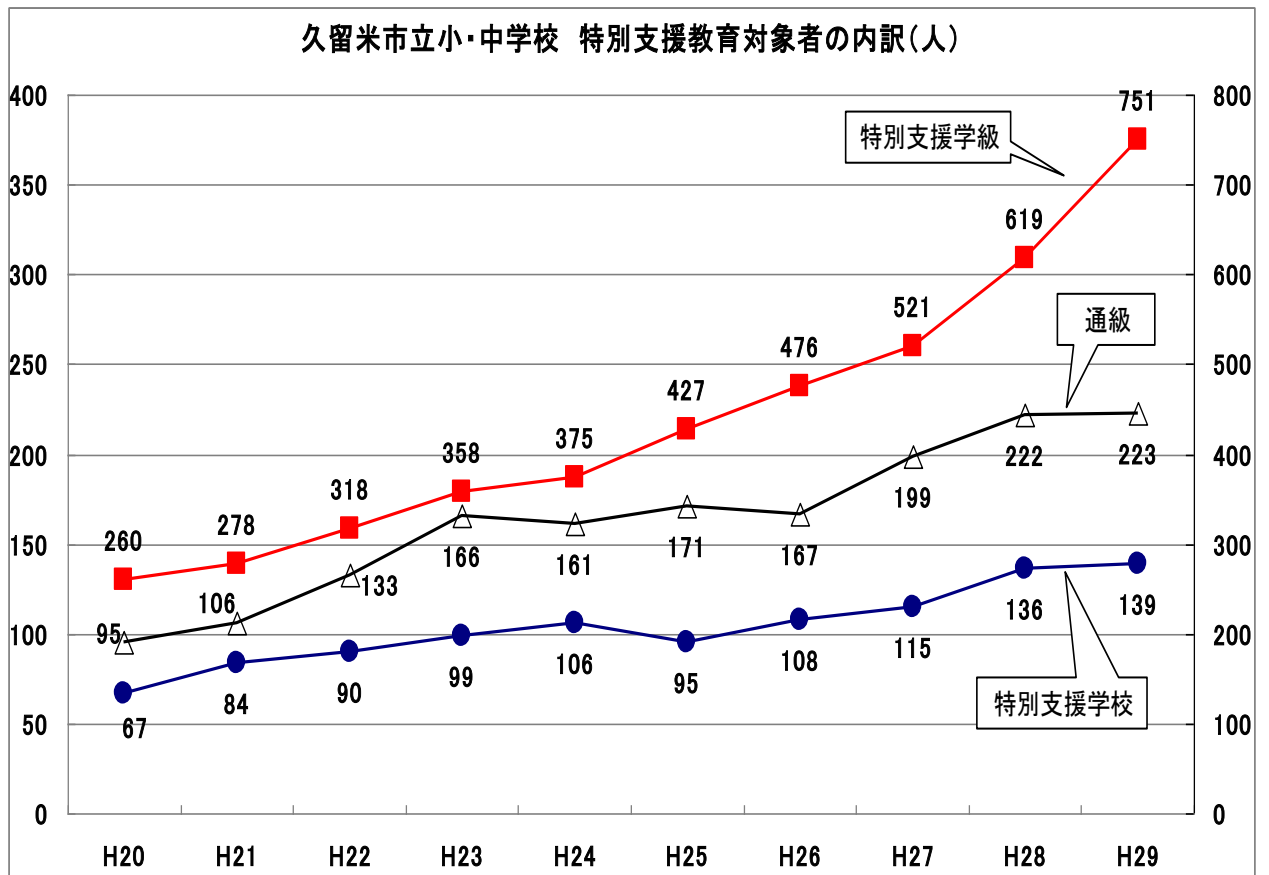
#### (1) 久留米市立小・中学校 全児童生徒数と特別支援教育対象者の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
特別支援教育対象者	422	468	541	623	642	693	751	835	977	1,113
全児童生徒数	26,093	26,073	25,667	25,457	25,081	24,845	24,648	24,540	24,362	24,386
割合(%)	1.62	1.79	2.11	2.45	2.56	2.79	3.05	3.40	4.01	4.56



(2) 特別支援教育対象者の内訳

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
特別支援学校(小・中)	67	84	90	99	106	95	108	115	136	139
特別支援学級	260	278	318	358	375	427	476	521	619	751
通級指導教室	95	106	133	166	161	171	167	199	222	223
合計	422	468	541	623	642	693	751	835	977	1,113



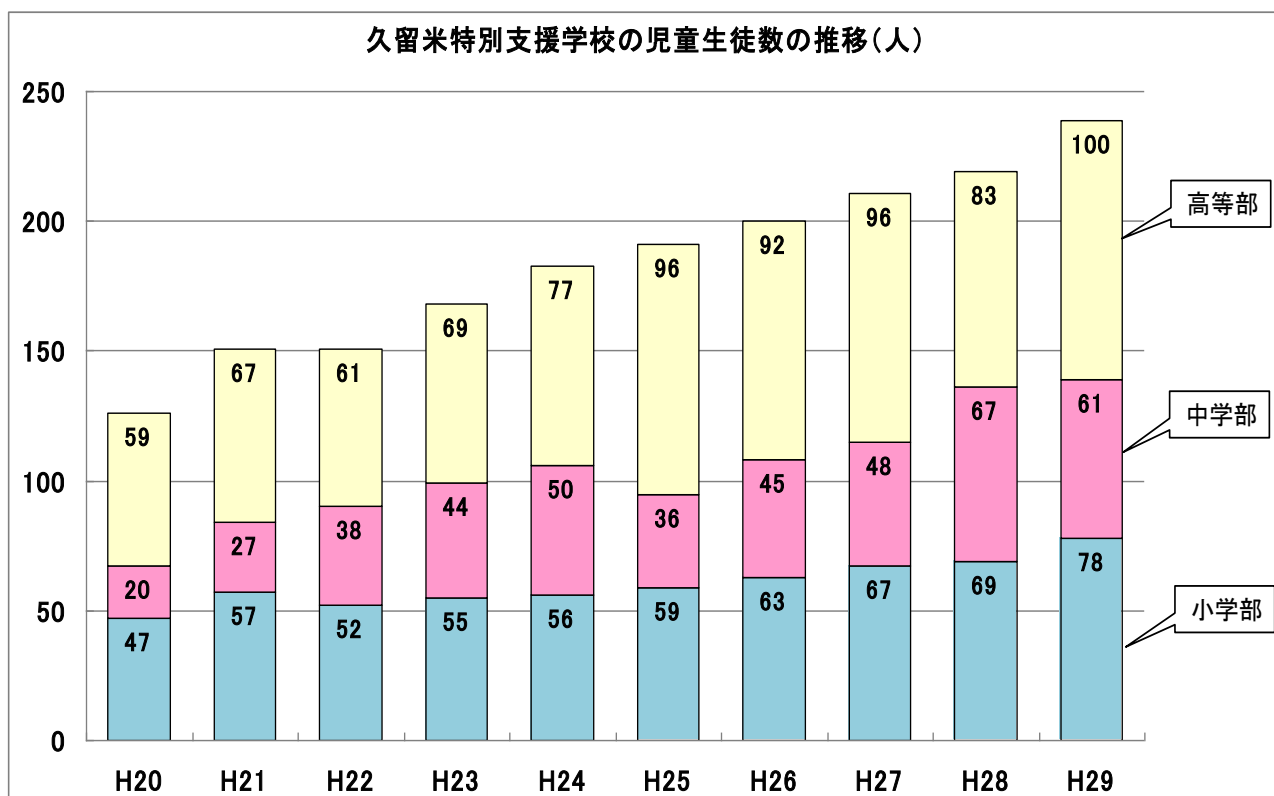
国・県との比較

	久留米市	福岡県	国
特別支援学校 ※国は幼稚部・高等部を含む。	H20 67人 H28 136人 +69人 (+103.0%)	H20 2,564人 H28 3,163人 +599人 (+23.4%)	H20 112,334人 H28 139,821人 +27,487人 (+24.5%)
特別支援学級	H20 260人 H28 619人 +359人 (+138.1%)	H20 3,877人 H28 9,059人 +5,182人 (+133.7%)	H20 124,166人 H28 217,839人 +93,673人 (+75.4%)
通級指導教室	H20 95人 H28 222人 +127人 (+133.7%)	H20 1,115人 H28 2,754人 +1,639人 (+147.0%)	H20 49,685人 H28 98,311人 +48,626人 (+97.9%)

### (3) 市立特別支援学校の状況

#### ① 児童生徒数の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学部	47	57	52	55	56	59	63	67	69	78
中学部	20	27	38	44	50	36	45	48	67	61
高等部	59	67	61	69	77	96	92	96	83	100
合計	126	151	151	168	183	191	200	211	219	239



#### ② 施設の主な整備状況

年度	概要
H23	新校舎・給食室・運動場落成 (校舎) 鉄筋コンクリート2階建(延床面積4,339㎡) 高等部16学級(H29現在)、作業学習室、自立活動室など (給食室) 鉄骨造1階建(延床面積239㎡)
H25	体育館、渡り廊下改修(第1・2棟)、トイレ改修(第1棟)、床張替(第5棟)、 インターホン整備(第5棟)
H26	トイレ改修(第1棟)、第2音楽室床張替、インターホン整備(体育館等)
H27	トイレ改修(第2棟)、インターホン整備(被服室)
H28	トイレ改修(第5棟)、外壁改修(第1棟)
H29	教室内手洗い場新設(2教室)

## 4 医療的ケアを必要とする児童生徒の状況

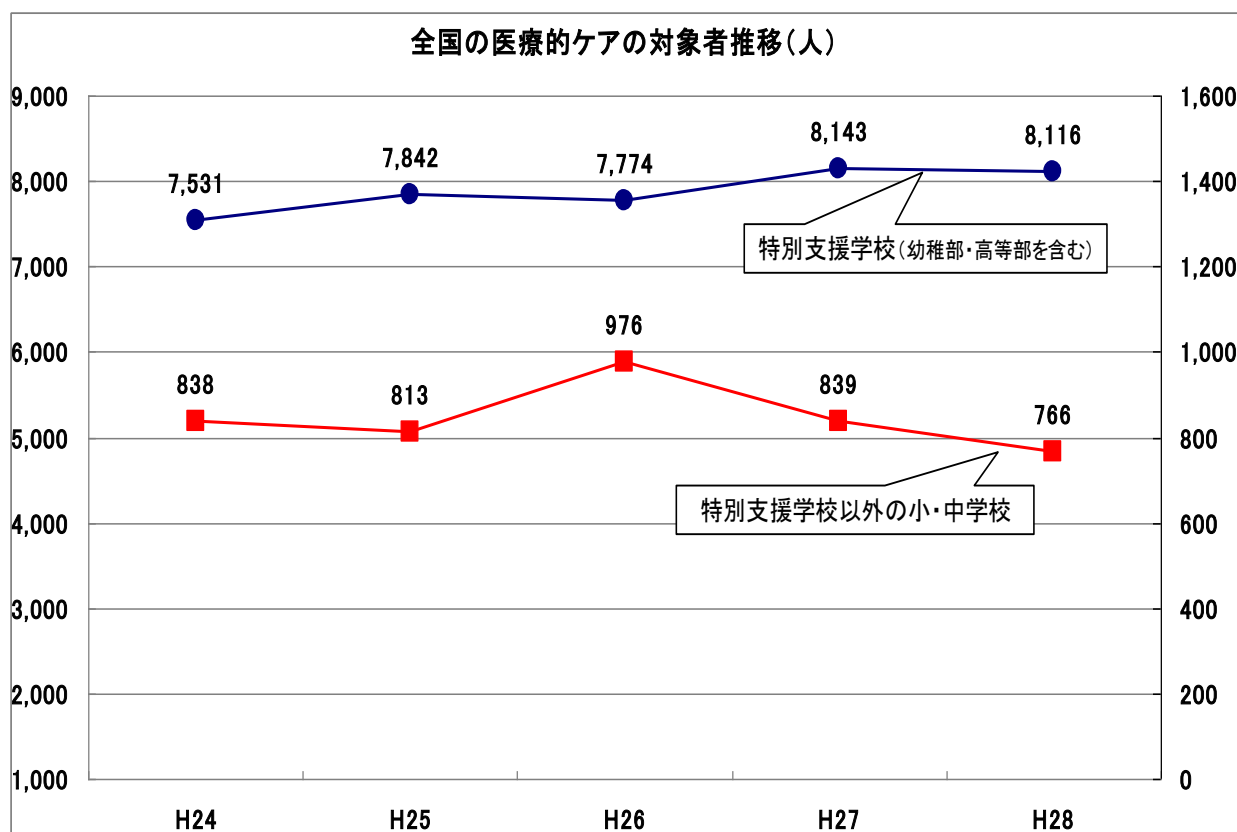
### (1) 基本的な考え方

医療技術の進歩等を背景とし、医療的ケアを必要とする特別支援学校の児童生徒が増加している。「医療的ケア」は、法律上の概念ではないが、一般的に在宅等で日常的に行われている痰の吸引・経管栄養・導尿等の医行為を指す。

### (2) 対象となる児童生徒の推移

#### 全国の状況

	H24	H25	H26	H27	H28
特別支援学校	7,531	7,842	7,774	8,143	8,116
小・中学校	838	813	976	839	766
合計	8,369	8,655	8,750	8,982	8,882



### 久留米市の状況 (H29)

#### 特別支援学校 16人 (小5人・中6人・高5人)

主に痰の吸引、経管栄養等を行い、時間帯に応じて看護師11人を配置

#### 特別支援学校以外の小・中学校 4人 (小3人・中1人)

特別支援学級に在籍し、痰の吸引と導尿の利用申請がある。

## 5 久留米市の主な特別支援教育事業

事業名		事業概要	予算等の額（千円）				
			H26	H27	H28	H29	差 26-29
①	相談	発達障害早期総合支援事業	4,410	4,680	3,634	3,578	▲832
		就学相談事業	1,422	1,367	1,367	1,367	▲55
③	人的配置	小・中学校特別支援教育支援員活用事業	82,837	94,515	103,347	103,347	+20,510
		小・中学校通級指導教室充実事業	12,809	13,269	17,734	22,383	+9,574
⑤	ハード	特別支援学級通級指導教室改修費	2,620	18,640	5,680	4,820	+2,200
⑥		階段昇降機事業	—	—	—	2,700	+2,700

金額は各年度の執行額

事業名			事業概要	予算等の額（千円）				
				H26	H27	H28	H29	差 26-29
⑦	医療的ケア	学校訪問看護支援事業	医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者が訪問看護制度を活用する際の補助を行う。	1,717	4,453	2,906	3,304	+1,587
⑧		医療的ケア対応事業	特別支援学校の医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者待機等を解消するため、看護師を配置し、安全な教育環境を整備する。(H29) 看護師 11 人	19,100	23,537	23,571	27,052	+7,952
⑨	特別支援学校	スクールバス運行事業	特別支援学校に通学する児童生徒の通学手段の一つとして、児童生徒の負担を軽減し、安全快適な通学を確保するため、スクールバスを運行する。(H29) 10 台体制	43,300	71,130	67,814	83,464	+40,164
⑩		特別支援教育進路指導事業	特別支援学校の中学部と高等部が実施する職場実習への支援を行う。また、職場実習助手や進路指導員を置く。	2,871	2,871	2,879	4,199	+1,328
合計				171,086	234,462	228,932	256,214	+85,128
前年度比				—	+63,376	▲5,530	+27,282	

## 6 今後の方向性

平成24年の文科省調査によれば、特別支援教育を受けていない潜在的な発達障害を有する児童生徒が一定割合存在すると言われており、今後も対象者は増加すると見込まれる。

今後は、人的体制と施設の整備に努めるとともに、特別支援教育に関する教職員等の能力向上を図り、子どもの自立と社会参加の促進、通常学級での受容力の向上を目指す。

### (1) 教職員等の能力向上

特別支援教育を効果的に実施できる教職員等が不足する現状を踏まえ、教育委員会から各学校に指導主事が出向いて指導する体制を構築するほか、特別支援学校のセンター的機能の強化によって実践力の引き上げを図る。

### (2) 相談体制の構築

保護者や児童生徒、教職員からの相談を受けるスクールカウンセラーは、小学校の相談回数が1ヶ月に4時間程度の学校が多数であるため、相談回数の増加を検討する。

### (3) 医療的ケアの体制整備

居住地による指定校での医療的ケアについて、看護師の配置・管理職を補佐する人材の配置・施設や備品の整備等を検討する。

### (4) 特別支援学校等の施設整備

児童生徒の増加に伴い、次のような施設整備が見込まれるため、計画的な実施を検討する。

- ① 給食室の拡充（特別支援学校）
- ② スクールバスの運用見直しと台数の増加（同）
- ③ 増築を視野に入れた検討（同）
- ④ 特別支援学級・通級指導教室の設置に伴う改修



## 資料 1 特別支援教育の法体系

### 条約

#### 障害者の権利に関する条約 (H26.1 批准)

障害のある者とない者が可能な限り共に学ぶ仕組みの構築、そのために必要な合理的配慮の提供等について規定

### 法律

#### 学校教育法第 81 条第 1 項

小・中学校等では、障害（知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴その他）のある児童生徒のほか、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、学習又は生活上の困難を克服するための教育を行う。

#### 障害者基本法第 16 条第 1 項

国・地方公共団体は、障害者が年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童生徒が、障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しなければならない。

#### 障害者差別解消法

共生社会の実現のために不可欠な「合理的配慮の提供」と、その基礎となる「教育環境の整備」を規定

### 文部科学省通知

#### 特別支援教育の推進について (H19.4.1)

- 1 特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。
- 2 特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、児童生徒が在籍する全ての学校において実施される。

### 久留米市の行政計画

#### 教育に関する大綱（基本目標 3）

子どもたちが安心して学べる学校づくりに向け…(略)…特別支援教育や相談体制の充実を図るとともに…(略)…よりよい教育環境づくりを進めます。

#### 第 3 期久留米市教育改革プラン（視点 3）

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じる特別支援教育を充実するとともに、誰もがわかりやすい授業、誰もがすごしやすい学校生活を提供できるユニバーサル・デザインの学校づくりを進めます。

## 資料2 障害の概要

種類		概要
病弱・身体虚弱		病弱は、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態。身体虚弱とは、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態をいう。
肢体不自由		身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。
聴覚障害		身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいう。
言語障害		発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況である。また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上、不都合な状態をいう。
知的障害		記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態をいう。
発達障害	自閉症	3歳位までに現れ、「他人との社会的関係の形成の困難さ」「言葉の発達の遅れ」「興味や関心が狭く特定のものにこだわること」を特徴とする行動の障害をいう。このうち知的発達の遅れを伴わないものを「高機能自閉症」という。
	アスペルガー症候群	知的発達の遅れを伴わず、かつ自閉症の特徴のうち、言葉の発達の遅れを伴わないものである。
	情緒障害	情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいう。
	LD 学習障害	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。
	ADHD 注意欠陥・多動性障害	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす。

(出典：文部科学省ホームページ)

### 資料3 市幼児教育研究所における就学前の療育・訓練状況

市幼児教育研究所では、就学前の発達の遅れや偏りが気になる乳幼児とその保護者を対象に、相談・訓練・療育を行っており、利用者は年々増加している。

#### 事業別の利用者参加数内訳(単位:人)

##### 1 総利用者数(延人数)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総利用者数	9,260	9,437	12,728

##### 2 内訳

##### ○ 相談

相談名	平成26年度	平成27年度	平成28年度
電話相談	195	236	307
乳幼児相談	161	152	290
専門相談			
医療相談	191	190	438
心理相談	417	203	235
教育相談	23	18	21
発達フォロー相談	203	245	221
巡回相談	157	234	220
小計	1,347	1,278	1,732

##### ○ 療育

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
療育参加の延人数	5,341	5,129	7,317

##### ○ 訓練

訓練名	平成26年度	平成27年度	平成28年度
言語訓練	1,667	2,174	2,603
動作訓練	211	170	244
行動訓練	694	686	832
小計	2,572	3,030	3,679

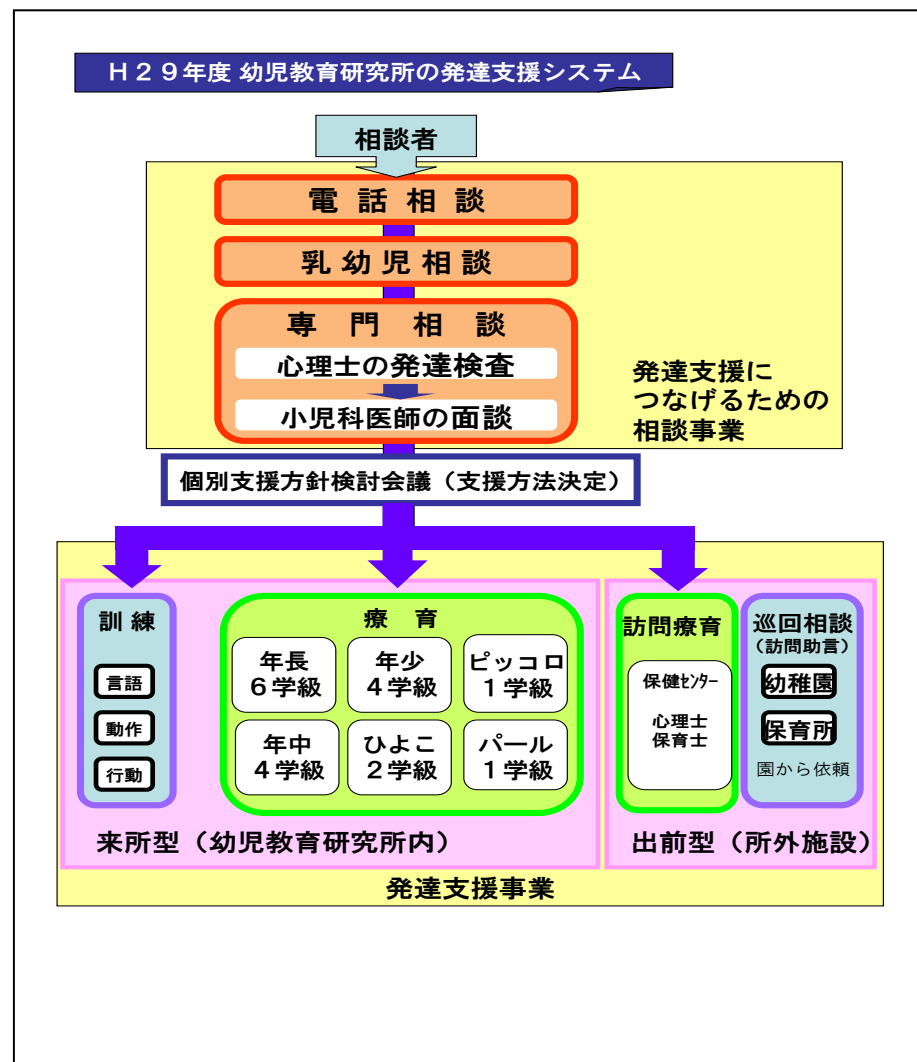
#### 平成28年度 年齢別在籍者数

(H29.3.22現在)

年齢	人数
5歳児(年長)	124
4歳児(年中)	89
3歳児(年少)	91
2歳児未満	79
合計	383

#### 平成28年度 卒級児の就学先

学びの場	人数
特別支援学校	11
特別支援学級	57
通級指導教室	30
通常学級	18
未確認	8
合計	124



# 平成29年度 第1回 久留米市総合教育会議

## 資料集

### 議題1

#### 教員の多忙化解消に向けた業務改善の取組

平成29年8月22日

# 超過勤務の縮減に向けた取組事項(久留米市立小・中・高・特別支援学校)

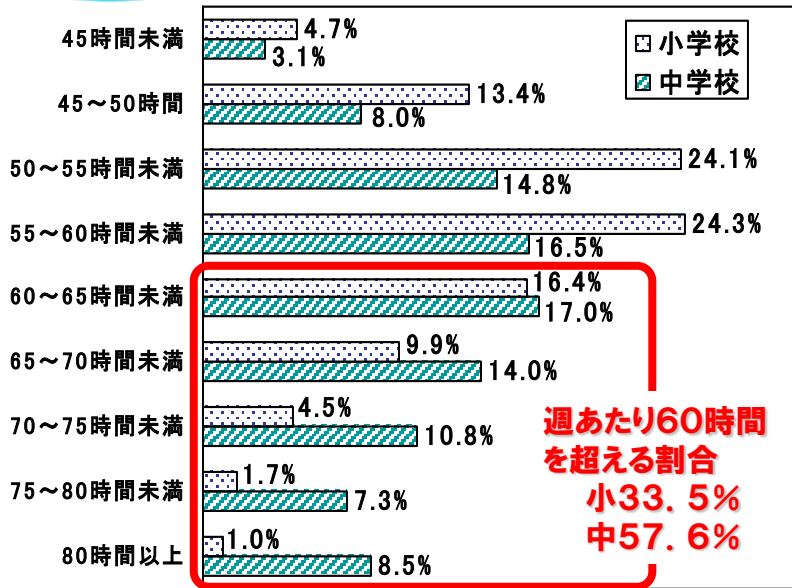
資料1

※ 選択肢: ○ 実施中 △ 検討中 × 未実施

実施状況			超過勤務縮減の取組例
○	△	×	<b>A メリハリのある働き方の定着</b>
92.4%	3.0%	0.0%	1 月2回の定時退校日の完全実施
98.5%	1.5%	0.0%	ア 予め予定表や板書等で職員に通知する
97.0%	0.0%	1.5%	イ 管理職や職員同士で声かけをする
54.5%	4.5%	37.9%	ウ 定時退校日には部活動を短縮や中止にし、緊急以外の会議を設定しない
87.9%	7.6%	3.0%	エ 学校行事等を考慮し、実践しやすい日に設定する
16.7%	56.1%	22.7%	オ 終業時にチャイムや音楽を流す
65.2%	27.3%	6.1%	2 退校目標時間(遅くとも19時まで)の設定
75.8%	18.2%	1.5%	3 年次休暇の取得推進
○	△	×	<b>B 会議、研修の精選及び実施方法の工夫改善</b>
89.4%	9.1%	1.5%	4 会議の資料を事前に配布することで、会議の時間短縮に努める
90.9%	9.1%	0.0%	5 会議の終了予定時刻を設定し、時間内に終わらせるように努める
80.3%	16.7%	1.5%	6 会議の回数、時間、参加者数を削減するよう努める
66.7%	25.8%	4.5%	7 教育目標達成や課題解決に資する研修のみ重点的に実施する
○	△	×	<b>C 校務分掌等の校内組織等の見直しや勤務環境の改善</b>
87.9%	9.1%	1.5%	8 管理職や主任主事を中心に、行事や組織のあり方を点検する
92.4%	6.1%	1.5%	9 特定の部署や職員に業務が集中するのを避けるよう注意し、改善に努める
54.5%	9.1%	34.8%	10 正副担任の役割分担を明確化し、業務の平準化を進める
97.0%	1.5%	0.0%	11 行事予定をあらかじめ週や月単位で周知し、職員が余裕を持って業務に取り組めるようにする
○	△	×	<b>D 部活動指導に伴う負担軽減</b>
100%	0%	0%	12 「ノ一部活デー」等の部活動休業日を設定する
82.4%	17.6%	0%	13 複数顧問を配置し、特に定時退校日や土日の部活動顧問の負担を軽減する
○	△	×	<b>E 校内文書の簡素化等</b>
74.2%	22.7%	1.5%	14 校内で作成・提出している文書のうち、内容が重複しているものや不必要なものを統合廃止する
95.5%	1.5%	1.5%	15 早めに提出期限を明示し、余裕を持って作業を進められるようにする
○	△	×	<b>F 校務のICT化の推進</b>
89.4%	9.1%	0.0%	16 ICT機器の活用や資料の蓄積による情報共有化により、業務効率を上げる
60.6%	34.8%	1.5%	17 校内LANの整備により、ペーパーレス化に努め、業務効率を上げる
○	△	×	<b>G 管理職によるマネジメント機能の強化</b>
90.9%	9.1%	0.0%	18 管理職による日常的な観察や職員面談等を通じ、所属職員の勤務時間内外における勤務状況や家庭事情等を適切に把握管理し、負担の平準化と適材適所の配置を行う
63.6%	25.8%	3.0%	19 ワークライフバランスの視点を取り入れ、仕事と家庭生活の調和を意識した学校運営に努める
○	△	×	<b>H 学校行事の実務改善及び地域や外部人材との連携</b>
89.4%	9.1%	0.0%	20 業務分担を見直し、業務の偏りが生じないように努める
92.4%	6.1%	0.0%	21 役割分担を明確にし、重複する業務がないように努める
81.8%	15.2%	1.5%	22 地域や外部人材との連携強化に努める

# 小学校・特別支援学校の保護者や地域のみなさまへ

## 『市内一斉定時退校日』の取組にご理解とご協力をよろしくお願いします



〈教員の1週間あたりの勤務時間〉

文部科学省は昨年度、教員の勤務実態調査を行いました。左のグラフは、その結果の一部です。1週間あたりの勤務時間について、いわゆる過労死ラインと言われる週あたり60時間を超えて働く教員の割合が、小学校で約34%、中学校で約58%となっています。

久留米市立学校の教員も、このような状況にあると考えられます。



子どもたちの充実した学校生活のためには、教員が心身のゆとりをもって子どもと向き合い、わかりやすい授業をつくったり子どもの話をよく聴いたりできる環境を整える必要があります。

そこで、久留米市立小学校・特別支援学校では、メリハリのある働き方の一環として、次のような『市内一斉定時退校日』の取組を行います。

### ★『市内一斉定時退校日』の取組

小学校・特別支援学校では、毎月第2・第4金曜日を17時過ぎに、教職員が一斉に退校する日とします。

※中学校でも別の曜日に同様の取組を行います。

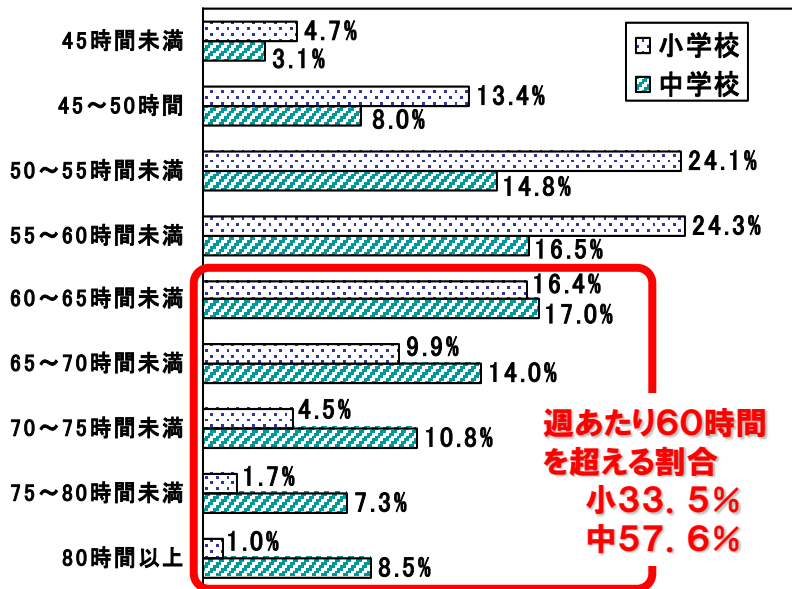
『市内一斉定時退校日』には、17時以降、学校に電話をかけてもつながらないこともあるかと思いますが、教員が授業や児童生徒の指導に専念するエネルギーを充電するための取組に、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

久留米市教育委員会、久留米市小中学校PTA連合協議会、久留米市小学校長会





# 中学校の保護者や地域のみなさまへ 『市内一斉定時退校日』の取組に ご理解とご協力をよろしくお願い致します



〈教員の1週間あたりの勤務時間〉

文部科学省は昨年度、教員の勤務実態調査を行いました。左のグラフは、その結果の一部です。1週間あたりの勤務時間について、いわゆる過労死ラインと言われる週あたり60時間を超えて働く教員の割合が、小学校で約34%、中学校で約58%となっています。

久留米市立学校の教員も、このような状況にあると考えられます。

子どもたちの充実した学校生活のためには、教員が心身のゆとりをもって子どもと向き合い、わかりやすい授業をつくったり子どもの話をよく聴いたりできる環境を整える必要があります。

そこで、久留米市立中学校では、メリハリのある働き方の一環として、次のような『市内一斉定時退校日』の取組を行います。

## ★『市内一斉定時退校日』の取組

中学校では、原則、毎月第1・第3月曜日を

17時過ぎに、教職員が一斉に退校する日とします。

※ただし、部活動の大会や学校行事などの関係で、学校によってこの曜日が変更になる月もあります。

※小学校でも別の曜日に同様の取組を行います。

『市内一斉定時退校日』には、17時以降、学校に電話をかけたもつながらないこともあるかと思いますが、教員が授業や児童生徒の指導に専念するエネルギーを充電するための取組に、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い致します。

久留米市教育委員会、久留米市小中学校PTA連合協議会、久留米市中学校長会

No.2258



# 教育ルネサンス 教員の働き方改革 3

## 多忙な部活顧問に助っ人

6月1日夕、神戸市立夢野中学校のグラウンド。ソフトテニス部の練習に、顧問の長井帆教諭(27)の姿はなかった。

代わりに部員約20人を見守ったのは、中学教員OBの緒方謙一さん(68)。神戸市教委が今年度から市立中学校81校に非常勤職員として1人ずつ配置した「部活動外部支援員」だ。1日2時間、約2000円の手当で週4日派遣される。

緒方さんは教員時代に顧問を務めた経験からバレーボール部などで指導するが、他の部の顧問に放課後の会議や研修、生徒指導などが入ると、安全管理のため、代わりに練習に立ち会った。



この日、長井教諭はクラス担任を務める1年生の宿泊学習から戻ったばかり。校内の反省会に出席するため、教頭

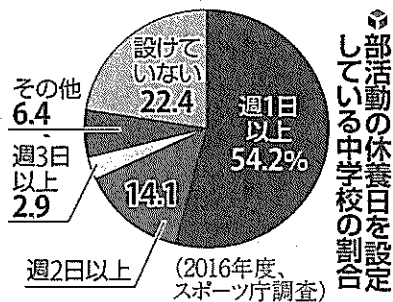
を通じて緒方さんに支援を依頼した。「忙しい同僚に代わりは頼めない。以前は部活が終わった後に会議を始め、帰宅が夜遅くなることもよくあった」という。長井教諭の退勤時間は平均で午後8時過ぎだが、この日は午後6時半には学校を出ることができた。

夢野中で運動部の各顧問が緒方さんの支援を受けられるのは、月5〜10回程度ソフトテニス部の練習を見守る外部支援員の緒方さん(1日、神戸市立夢野中学校)。

という。

文部科学省は今年度、外部指導者を新たに学校職員の「部活動指導員」と位置づけ、顧問や対外試合の引率ができるようにする制度を始めた。だが、外部指導者を確保するうえで、予算や人材の発掘は大きな課題になっている。

静岡県教委は県体育協会と連携し、今春、指導者と学校の「マッチングサイト」を開設した。これまでに20競技15人の指導者について、競技レベルや指導できる地域、



曜日、報酬などの条件を登録しており、今後、指導者を探している学校に紹介する。このほか、顧問教員の負担軽減策として、部活動の「休養日」を増やすように促す自治体も相次ぐ。

愛知県教委は今年度、中学校では週2日(平日1日と土日曜のいずれか1日)、高校は週1日(土日曜のいずれか)の休養日を必須とした。川崎市教委も5月末から、週1日の休養日を設けるよう各中学校に要請している。

スポーツ庁の2016年度の調査では、全国の中学校の22.4%は休養日を1日も設けていなかった。部活動に詳しい学習院大の長沼豊教授(教科外活動)は「教員の犠牲によって部活動が支えられてきた面は大きい。部活動指導の負担やコストをどのようにするか、再考すべき時期にきている」と話す。



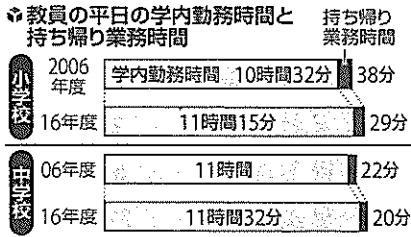
No.2256



# 教育ルネサンス 教員の働き方改革 1

教員の長時間労働が深刻な状況だ。教える内容や授業時間が増える中、生活指導や様々な事務作業、部活動といった負担も重くなっている。教育委員会や地域、保護者の支援も受けながら、教員の「働き方改革」に取り組み、学校の現状や課題を伝える。

## 事務作業の委嘱でゆとり



教員の多忙化に拍車がかかっている。文部科学省の2016年度調査では、平日の1日あたりの平均勤務時間(学内)は、小学教諭が11時間15分、中学教諭は11時間32分。06年度の前回調査に比べ、30～40分長くなっていった。このほか、自宅などでの「持ち帰り業務時間」は、小学教諭29分、中学教諭20分だった。

### 多忙「過労死ライン」も

学内勤務の内訳をみると、学習指導要領の改定で授業時間などが増えたため、小学教諭は「授業」が前回比27分増の4時間25分、中学教諭も同15分増の3時間26分に。学年・学級通信や連絡帳の記入といった「学年・学級経営」も増加が目立ち、小学教諭は前回比10分増の24分、中学教諭は同11分増の38分になった。

土曜では、中学教諭の部活動指導は2時間10分で、前回の2倍に達した。

1週間に60時間以上勤務していたのは、小学教諭の34%、中学教諭の58%。民間の週40時間勤務を基準にすると、1か月の超過勤務が80時間を超える計算で、厚生労働省の「過労死ライン」にあたる。

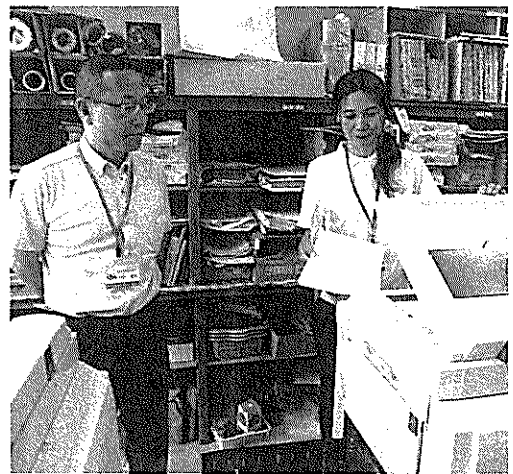
文科省は「看過できない大変深刻な事態」(松野文科相)として、今月中にも中央教育審議会に「教員の働き方改革」を諮問する見通しだ。同省では、勤務時間の短縮に向けた対策として、専門家らを「学校業務改善アドバイザー」として自治体に派遣する制度などを始めている。

文科省からは「看過できない大変深刻な事態」(松野文科相)として、今月中にも中央教育審議会に「教員の働き方改革」を諮問する見通しだ。同省では、勤務時間の短縮に向けた対策として、専門家らを「学校業務改善アドバイザー」として自治体に派遣する制度などを始めている。

「算数のプリントの印刷」「身体測定のデータをパソコンに入力」……。岡山県の玉野市立荘内小学校(児童数約690人)。「教師業務アシスタント」を務める国広有里さん(42)は毎朝、教員から依頼を聞き取っていく。

## 子供と向き合える時間に

事務作業の一部をアシスタントが代わりに担うことで、教員が授業準備などにあてられる時間を確保しようとして、岡山県教委が2015年度に始めた制度だ。国広さんは原則、週5日



教員から頼まれたプリントのコピーをする国広さん(右)(6月上旬、岡山県玉野市立荘内小で)

「休み時間をコピー機の前で過ごすか、子供と向き合えるか。それだけでも負担感は全く違う。とても助かる」と山田恭平教諭(34)は笑顔を見せる。

放課後に、翌日の授業で使うプリントをコピーするため、印刷室の前に教員の090円でアシスタントを岡山県教委は教員OBや主婦ら約120人に時給1

順番待ちの列ができてはなくなった。教員約40人の退勤時間は平均で1時間程度早まり、午後8時頃には校舎の施錠ができるようになった。教員が土曜に出勤することも大幅に減ったという。

◎教師業務アシスタントが担当する業務の例

・ 授業準備(コピーやパソコンなどの準備)
・ 資料作成、コピー(授業準備以外)
・ 学校行事、会議、校内研修の準備・後片付け
・ 学級、学年、部活動、PTAの会計処理
・ ホームページの更新
・ 教室の環境整備、掲示物の作成・掲示
・ 名簿の作成、出席簿の集計
・ 調査統計、データ入力

(岡山県教委の資料をもとに作成)

大規模校を優先 岡山県教委は教員OBや主婦ら約120人に時給1090円でアシスタントを

約340の公立小学校を抱える横浜市も今年度、同様の制度を30校で本格的に始めた。

委嘱し、公立小中学校の4分の1にあたる約120校に配置している。配置校の教員アンケートでは、約9割が「学習指導にあてる時間が増えた」と回答しており、県教委の担当者は「教員が本来の仕事に注力できている」とみる。

文科省からは「看過できない大変深刻な事態」(松野文科相)として、今月中にも中央教育審議会に「教員の働き方改革」を諮問する見通しだ。同省では、勤務時間の短縮に向けた対策として、専門家らを「学校業務改善アドバイザー」として自治体に派遣する制度などを始めている。

16年度に、8校で試験的に導入し、アシスタントがコピーや職員室での電話対応を担当したところ、教員の退勤時間が平均30～40分早くなった。市教委の担当者には「効果的なのは明らか。大規模校から配置を進めたい」と話す。このほか、前橋市も一部の中学校で採用するなどアシスタントの活用は徐々に広がる。だが、自治体の予算上、配置できる人数には限りもある。

16年度に、8校で試験的に導入し、アシスタントがコピーや職員室での電話対応を担当したところ、教員の退勤時間が平均30～40分早くなった。市教委の担当者には「効果的なのは明らか。大規模校から配置を進めたい」と話す。このほか、前橋市も一部の中学校で採用するなどアシスタントの活用は徐々に広がる。だが、自治体の予算上、配置できる人数には限りもある。

文科省からは「看過できない大変深刻な事態」(松野文科相)として、今月中にも中央教育審議会に「教員の働き方改革」を諮問する見通しだ。同省では、勤務時間の短縮に向けた対策として、専門家らを「学校業務改善アドバイザー」として自治体に派遣する制度などを始めている。

No.2259



教育ルネサンス 教員の働き方改革 4

# 集金の悩みから解放

「もうお金のことで保護者と関係をこじらせる心配もなくなる」

昨年春、長野県の塩尻市立塩尻東小学校に異動した宮沢雅法(48)は、胸のつかえが下りたような気がした。

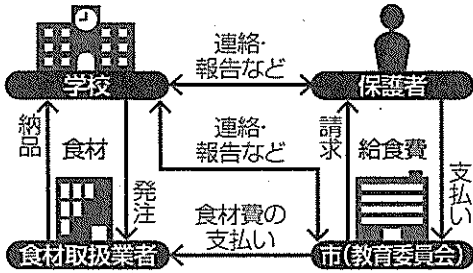
学校給食について、塩尻市は2013年度から、保護者からの費用の徴収、業者への食材費の支払いなどを市が一括管理する「公会計」制度を導入している。

宮沢教頭がそれまで勤めていた他市の小中学校では、学校ごとに口座振替で保護者から給食費を集め、業者への支払いにあてていた。未納者には、学級担任の教員らが電話をかけたたり、放課後に家庭訪問をしたりして督促しなければならなかった。

「業務に負担を感じている」と回答した小中学校の教職員は6割を超えた。

給食費の公会計化に伴い、塩尻市内の各校では、必要数の確認や食材の発注などを除いて市側に任せられるようになり、1校(750人規模)あたりの事務量は月24〜32時間分削減できた。市教委が実施した教員アンケートでも「教員本来の業務に専念できる」「子供に笑顔で向き合える」といった肯定的な声が相次いだという。

塩尻市の給食公会計制度のイメージ



一方、市は給食費の徴収などを管理するシステムを導入し、その運用に年310万円を支出しているほか、事務などにあたる専従職員2人を配置している。市教委の担当者

は「職員の確保、システムの維持に費用はかかるが、それに見合う効果はあがっている」とみる。



文科省によると、公立小中学校約580校を対象にした抽出調査では、12年度時点で給食費を公会計化していたのは約3割にとどまった。同省は昨年6月の通知で、教員の業務負担を減らすため、給食

費などの徴収は自治体がするよう促した。

こうした状況下で、鳥取市は来年度から、給食費のほか、ドリルやプリントといった補助教材費を公会計化する方向で検討している。

補助教材は従来、選定・発注から集金まで各校の教職員が担っていたが、今後、各校は校長会で決めた金額の範囲内で選定・発注すれば、集金は市の職員が担当する。千葉市も来年度、給食費に加え、教材費などの学校徴収金を市が一括して集めるシステムを導入する。担当者は「教員の集金業務全般を減らすことが重要だ」と強調する。新システムにより、1校あたり年約190時間分の事務量の削減効果があると試算している。

教室で給食をとる子供たち。公会計化で給食に関する教員の事務は減った(5月末、長野県塩尻市立塩尻東小)

平成29年度 第1回 久留米市総合教育会議

資料集

議題2

久留米市の特別支援教育について

平成29年8月22日

## 資料 1 特別支援教育の法体系

### 条約

#### 障害者の権利に関する条約 (H26.1 批准)

障害のある者となない者が可能な限り共に学ぶ仕組みの構築、そのために必要な合理的配慮の提供等について規定

### 法律

#### 学校教育法第 81 条第 1 項

小・中学校等では、障害（知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴その他）のある児童生徒のほか、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、学習又は生活上の困難を克服するための教育を行う。

#### 障害者基本法第 16 条第 1 項

国・地方公共団体は、障害者が年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童生徒が、障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しなければならない。

#### 障害者差別解消法

共生社会の実現のために不可欠な「合理的配慮の提供」と、その基礎となる「教育環境の整備」を規定

### 文部科学省通知

#### 特別支援教育の推進について (H19.4.1)

- 1 特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。
- 2 特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、児童生徒が在籍する全ての学校において実施される。

### 久留米市の行政計画

#### 教育に関する大綱（基本目標 3）

子どもたちが安心して学べる学校づくりに向け…(略)…特別支援教育や相談体制の充実を図るとともに…(略)…よりよい教育環境づくりを進めます。

#### 第 3 期久留米市教育改革プラン（視点 3）

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じる特別支援教育を充実するとともに、誰もがわかりやすい授業、誰もがすごしやすい学校生活を提供できるユニバーサル・デザインの学校づくりを進めます。

## 資料2 障害の概要

種類		概要
病弱・身体虚弱		病弱は、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態。身体虚弱とは、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態をいう。
肢体不自由		身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。
聴覚障害		身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいう。
言語障害		発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況である。また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上、不都合な状態をいう。
知的障害		記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態をいう。
発達障害	自閉症	3歳位までに現れ、「他人との社会的関係の形成の困難さ」「言葉の発達の遅れ」「興味や関心が狭く特定のものにこだわること」を特徴とする行動の障害をいう。このうち知的発達の遅れを伴わないものを「高機能自閉症」という。
	アスペルガー症候群	知的発達の遅れを伴わず、かつ自閉症の特徴のうち、言葉の発達の遅れを伴わないものである。
	情緒障害	情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいう。
	LD 学習障害	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。
	ADHD 注意欠陥・多動性障害	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす。

(出典：文部科学省ホームページ)